てあったら、影印版もこれに伴って讀み易いものになっていたであろう。

『阿拉坦汗傳』は明代蒙古史書中の白眉である。今後の明代蒙古史研究もこれを抜きにしては最早立ち行かないとすら思われる。われわれ蒙古史學徒にとっていわば幻の書であったこの史書が珠榮嘎氏の粒粒辛苦の御蔭でついに公刊に到ったことは誠に喜ばしいことである。ここに改めて同氏の勞に心からの敬意を表する次第である。

Jürong-a kinaju tayilburilaba, Erdeni tunumal neretü sudur orosiba, 247 pp., Ündüsün-ü keblel-ün qoriy-a, Begejing, 1984.

莊吉發著
故宮檔案述要

神田信夫

一

私は數年前に「清代史の研究と檔案」(『駿臺史學』第五十號所載)と題する一文を草し、一九八〇年頃までの清朝の檔案の整理狀況とその公刊について述べたことがあった。その後、最近における明清、特に清代の檔案の公刊と利用はまことに著しいものがある。北京の中國第一歷史檔案館に收藏されている、一千萬件に上るといわれる檔案は、着々と整理が進んでいるようであり、昨一九八四年十二月に出版されたばかりの『清史問題』(Ch'ing-shih wen-t'i) 第五卷第二號には、ハーヴァード大學のクーン (P. A. Kuhn) 氏が同館の出版計劃について最新の情報を紹介している。また一九八二年二月には、同館と南京の第二歷史檔案館を主辦者として、『歷史檔案』と題する歷史檔案專門の季刊の雜誌が創刊された。これには每號各種の歷史檔案が句讀を附けて排印されている。その他、例えば遼寧省檔案館所藏の滿文の「黑圖 (hetu) 檔」が關嘉祿、王佩環兩氏によって漢譯され、新刊の『清史資料』第五輯に掲載されるなど、まさに應接に遑ない有樣である。

一方、臺灣においても清代の檔案の整理と公刊は相變らず盛んで、中央研究院歷史語言研究所現存の清代法制檔案を長年にわたって研究してきた張偉仁氏は、一九八三年九月『清代法制研究』三册を出版し、卷頭に二十七種の檔案の原色寫眞を掲載すると共に、百五十六種の檔案を排印して詳しい注釋を施している。しかし現在、臺灣で最も大量に清代の檔案を所有しているのは、言うまでもなく臺北の故宮博物院である。この檔案はがんらい古く一九三三年、北京の故宮博物院から南遷した文獻館のもので、南遷當初は三千七百餘箱あったというが、現在臺灣には僅か二百四箱しか存在しない。ただそれでも各種類にわたって重要な檔案が含まれているうえ、大變な分量で、四十萬件に上るといわれており、私も曾つて同院の倉庫内に堆高く積まれている木箱を瞥見し、餘りの多さに驚嘆したことであった。

臺灣へ遷された故宮の文物は、初めは臺中市の郊外の霧峯北溝に置かれていたが、やがて一九六五年に臺北市の郊外の士林外雙溪に建物が新築されると、すべてここに引移され現在に及んでいる。檔案の整理は、夙く臺中時代から一部始められていたようであるけれども、本格的に行われるようになるのはやはり臺北に移ってからで

ある。それには、臺北に移轉と同時に新たに博物院長に就任した蔣復璁氏の盡力によるところが大きい。自ら研究者でもある蔣氏は、學問研究の發展向上のために貴重な學術資料を公開することの必要性をよく認識し、先年退職されるまで約二十年の長きにわたって、文物の整理と公開に大いに努められたのである。博物院では、一九六八年に至って新たに圖書文獻處を設け、その部局として圖書館や文獻股が置かれ、文獻股が專ら檔案を扱うことになった。その職務を擔當した圖書文獻處長昌彼得氏はじめ關係諸氏の非常な努力をも忘れてはならない。私は時どき同院を訪ねる毎に、檔案の整理に孜々として精勵されている諸氏の姿に接し、畏敬の念を禁じ得なかったのであった。

ともかくあの厖大な量の檔案は、現在ではすべて一應整理され、閲覧に供されるようになっているのである。殊に最も早くから整理の行われた宮中檔は、周知のようにすでに光緒朝から始まり、ついで康熙朝、雍正朝と奏摺がすべて年月日順に影印刊行されて、全六十七册の巨册に達し、乾隆朝の分が目下續々と刊行されつつある。その他、『舊滿洲檔』十册なども出版されたし、最近では咸豐朝と同治朝の『清代起居注册』百册の影印も行われ、これらはどこでも座右に置くことができる。故宮博物院の圖書館に行けば、宮中檔については、具奏人名、具奏の年月日順、分類內容による三通りのカードが備えつけられており、利用者は必要に應じて個々の檔案の原物を借り出すことが可能である。軍機處檔については、人名と年月日順のカードがあるが、ただ紙質が堅牢でないため、閲覧には原物でなく電子コピーによるものが供されている。ともあれ同圖書館の閲覧室は、連日これら檔案の閲覧者で賑わっている。このような現況のもとで一九八三年十二月、文獻股所屬の莊吉發氏の著書『故宮檔案述要』が「故宮叢刊甲種」の一册として出版されたことは、まことに時宜を得たもので慶賀に堪えないところである。

二

莊吉發氏は、これまで臺北の故宮博物院における檔案の整理の衝に當って、最も精力的に仕事を進めてきた方である。同院においては、檔案の整理が進捗してきた一九六九年十二月より『故宮文獻』と題する季刊の定期刊行物を出版し始め、毎號「論著」として清代史關係の論文を掲載すると共に、「文獻」として宮中檔中の康熙朝および雍正朝の奏摺を、具奏人別に編して影印した。そして一九七一年六月出版の同誌第二卷第三期からは、さらに「專載」として「本院典藏檔案目錄」を掲載し、七二年六月出版の第三卷第三期に及んでいる。すなわちこの五册には、同目錄の㈠から㈤まで收められているのであるが、㈡から㈤までの分には「圖書文獻處文獻股編」とある。その內容は隨手登記檔、密記檔、寄信檔、外紀檔、本紀、月摺檔、上諭檔、長編檔に分けて、同院に現存する分の年次と册數が記されており、各檔案についての簡單な說明文の末尾に「莊吉發」の署名が入っている。莊氏がこれらの檔案の整理に直接關係されたことがよく判る。

因みに『故宮文獻』には、一九七二年十二月出版の第四卷第一期まで宮中檔奏摺が影印されていたが、爾後、奏摺は前述のように別に「特刊」として全部を具奏の年月日順に排列して影印することになった。そのため翌七三年三月出版の同卷第二期からは、新たに軍機處の同治朝の月摺檔が影印されるように變った。しかし僅か四回

連載されただけで、遺憾ながら經費上の理由とかにより『故宮文獻』は停刊になってしまった。ただ莊氏はさらに檔案の整理と研究に努められ、その成果の一端は別に故宮博物院の機關誌である『故宮季刊』にも何篇かの論文として發表されている。すなわち「國立故宮博物院典藏清代檔案述略」(『同誌』第六卷第四期、一九七二)、「清高宗乾隆朝軍機處月摺包的史料價値」(『同誌』第十一卷第三期、一九七七)、「清代上諭檔的史料價値」(『同誌』第十二卷第三期、一九七八)などで、いずれも本文の後に特に精美な圖版を多數掲載している。

ところで臺北の故宮博物院では、その後一九八二年六月に至り、六百餘頁より成る『國立故宮博物院清代文獻檔案總目』を刊行した。ここに言う「文獻檔案」とは、がんらい北京時代の文獻館において扱っていたもので、いわゆる檔案の他に實錄などの書物も含まれている。臺灣に現存する文獻館の二百四箱とは、その內譯は宮中檔三十一箱、軍機處檔四十七箱、清史館檔六十一箱、起居注册五十箱、本紀九箱、實錄二箱、詔書一箱、國書・舊滿洲檔一箱、雜項檔二箱なのである。この『總目』は右の文獻檔案を官書、史館檔、軍機處檔、雜檔、奏摺の五部に大きく分け、さらにそれぞれ細かに分類して著錄している。例えば官書は聖訓、詔書、國書、奏議、實錄、起居注册に分類している具合である。著錄されている書物には刻本や活字本も若干含まれており、且つ秀文齋刻本の「滿漢文四書六册」(五八四頁)のような滿文の入ったものも無いわけではないが、原則として滿蒙文のものは除かれ、殆どが抄寫されたものである。この『總目』はすべて六百十八頁より成るが、その內「史館檔」の部が四百六十二頁あり、全體の四分の三を占めている。しかもその三分の二以上は、「傳稿」の人名索引と、「傳包」の筆劃順による人名の列擧である。從ってその他の軍機處檔、雜檔、奏摺の部の記載は概ね極めて簡單で、奏摺など現存する分の年次だけが記されているに過ぎない。

莊氏自らが『故宮檔案述要』の第一章緒論に記しているところによれば、次の如くである。すなわち『國立故宮博物院清代文獻檔案總目』は、ただ檔册の名目と現存の年月分と册數を標示した一草目に過ぎず、學者の參考の需めに應じて遽かに附印したまでで、疏漏の處のあるのを免れず、且つ滿蒙藏文などの邊境の言語の檔案も含まれていないので、他日增補すべきであるという。そして今回本書を出版するのは、『總目』の出版と相俟って、現存の清代の檔案に對して分類紹介し、各類文書の沿革損益と各種檔册の性質を說明し、以って清史の研究者が檔案を檢索調査する參考に供しようというのである。

三

さて本書はすべて約五百五十頁から成る大册である。卷頭にはアート紙で二葉四頁、原色版により奏摺、實錄、本紀、引見檔、滿漢起居注册、國書、海戰圖の寫眞が掲げられており、卷末には約八十頁にわたって各種の檔案など四十八種の圖版の寫眞が收められている。從って本文だけで約四百六十頁に達する。

莊吉發氏が非常な勉強家であることは夙に名高い。本務の餘暇に、寸刻を惜んで研究に精進されているという噂を耳にする。事實、ここ十五年ほどの閒に發表された著書や論文の數量は夥しいものである。檔案に關しても、目ぼしいものとして『清代史料論述』

㈠㈡（文史哲出版社、一九七九、一九八〇。㈠には前掲の『故宮季刊』所載の三篇も收められているが、その初載誌名は明示されていない。）や、「故宮叢刊甲種」の一册として一九七九年に出版された『清代奏摺制度』がある。また『宮中檔康熙朝奏摺』第八輯と第九輯に收められている、ジュンガル關係の滿文檔案を漢譯した『清代準噶爾史料初編』（文史哲出版社、一九七七）や、同じく『康熙朝奏摺』第九輯所收の杭州織造孫文成の二百餘件に上る滿文の奏摺を漢譯した『孫文成奏摺』（文史哲出版社、一九七八）などの單行本もある。莊氏はその職掌上、檔案自體について研究されることはもとより、その他、檔案を史料として驅使して、歷史上の諸問題の研究にも努め、多くの論文を學術雜誌に發表されている。いまその一々について擧げる餘裕がないが、單行本としては一九八一年に『清代天地會源流考』、翌八二年に『清高宗十全武功研究』を出版されている。俱に「故宮叢刊甲種」の一册である。

このように莊氏はこれまで多くの檔案を使用して研究を續けてこられたのであるが、本書はその成果の集大成といってもよかろう。圖版にしても、すでに以前に發表された論文や著書に收錄されていたものが多い。本文にも既發表のものと字句の重複するところがある。しかし全般的に大幅に增補されていて、面目を一新している。檔案の由來や形式、性質などを單に平面的に說明するのではなく、檔案によって如何に史實を解明できるかを、主として氏自身が長年手がけてこられた研究の成果に基づいて、一々例示しながら具體的に說明しているのが、本書の大きな特色と言えよう。

本書はすべて七章より成るが、第一章は緖論で、故宮博物院所藏の檔案の變遷や整理の經過を簡單に述べたものに過ぎず、第七章の結論も、全體の概要を記した僅か四頁餘の短いものである。從って實際の內容は、第二章から第六章までの五章である。まず第二章の「宮中檔的由來及其史料價值」は、第一節「宮中檔的由來」、第二節「漢文奏摺的史料價值」、第三節「雍正硃批諭旨的刪改」、第四節「滿文奏摺的史料價值」、第五節「宮中檔奏摺的附件」の五節から成る。宮中檔は前述の如くすでに相當數が影印され、その內容もよく知られている。殊に雍正朝の部分については名高い『雍正硃批諭旨』があって、これによって宮崎市定、安部健夫兩氏をはじめ多くの方の研究が早くに發表されているし、その改刪についても佐伯富氏や楊啓樵氏の指摘がある。莊氏が特に宮中檔の滿文奏摺の史料價值について論じているのは目新しいところで、康熙朝のジュンガル關係についてのフィヤング（費揚古）の奏摺、臺灣の朱一貴の亂に關する覺羅マンボー（滿保）の奏摺、作物の時價に關する孫文成の奏摺などをはじめ、雍正朝の八旗關係の問題など一々具體的に例示して、滿文奏摺の重要性を述べている。莊氏は滿文にも通曉されているが、滿文の檔案も史料的價值が高いのである。

なお宮中檔には奏摺の他に「清單」といわれる各種のリストや諭旨、さらには附圖も含まれている。特に本書の表紙の裝訂に圖として用いられている雍正五年の私曆や、卷末の圖版中に載せられている蝗の繪など甚だ珍しいもので、本文中にその說明がある。もっともこの蝗の繪については、氏の「清代宮中檔的史料價值」（『清代史料論述』㈡所收）でも紹介され、それの圖版にも載せられているが、この繪は雍正二年八月七日の山東巡撫陳世倌の奏摺に附加されているもののようである。影印本には繪が省かれているからであろうか、この奏摺からの引用文に注して（注の番號一六二は一六三の

誤りであろう。本文には一六二の番號が脱落している。）、「宮中檔・第七十五箱・四六八包・一六二一二號・雍正二年八月初七日・陳世倌奏摺」と記している。實はこの章の「註釋」には、このように原文書の箱、包の番號と登錄番號を記している場合と、影印本の『宮中檔雍正朝奏摺』の何輯何頁と記している場合がある。陳世倌のような特殊なケースは別として、影印本で一向に差支えないばかりか、その方が便利であるのに、何故登錄番號などを記すのかよく理解できない。思うに、鄂爾泰の奏摺の多くが登錄番號を擧げているのを見ると、そのような方式で注している既發表の「從鄂爾泰已錄奏摺談『硃批諭旨』的刪改」（『清代史料論述』㈠所收）にそのまま依據して、今回あらためて統一を圖る勞を惜しまれたからではなかろうか。

第三章と第四章は、清朝後半期の最高政治機關であった軍機處の檔案についての記述である。すなわち第三章の「軍機處月摺包的由來及其史料價値」は、第一節「軍機處的設置經過」、第二節「奏摺錄副與月摺包的由來」、第三節「月摺包的文書種類」、第四節「奏摺錄副及其附件的史料價値」の四節から成り、第四章の「軍機處檔册的種類及其史料價値」は、第一節「目錄類的檔册」、第二節「諭旨類的檔册」、第三節「專案類的檔册」、第四節「奏事類的檔册」、第五節「記事類的檔册」、第六節「文移電報類的檔册」の六節から成る。この兩章合わせると百七十四頁もあり、分量の面からも本文の約四割を占めるわけで、本書の中心をなすと言ってよかろう。前述のように、軍機處檔案は極く一部が曾つて『故宮文獻』に影印されているだけであるから、すべて十八萬件という厖大な量のこの檔案が、具體的に如何なるものであるのか、詳しい紹介が望まれるところである。本章ではそうした要望に應えるべく、軍機處檔案といわれるものの種類や形式、現存狀況など外形的な面をはじめ、各種の檔案の成立過程などを詳細に說明すると共に、その史料價値についても具體的に述べている。

第三章は目次でも判るように、軍機處の月摺包についての說明である。月摺包とは、軍機處において抄錄した奏摺の副本を、一月或いは半月毎にまとめて一包として保存したのでこの名があるが、宮中檔の硃批奏摺は全部が殘存しているわけでないから、この副錄によってかなり補えるという。さらに月摺包には、硃批のない部院衙門の奏摺の原本をはじめ多數の咨文や火票、割文、知會、稟文、書信、照會、國書、檄諭、條約、章程、淸單、地圖などが含まれていて重要である。第四章はやはり目次にあるように、軍機處の檔册についての紹介である。その種類は雜多で、莊氏は各節の標題に見えるように目錄など七類に分けている。具體的にいえば、目錄類には隨手登記檔、交發檔などがあり、以下、諭旨類には上諭檔、廷寄檔など、專案類には安南檔、東案（乾隆三十九年の王倫の亂の件）檔など、奏事類には議覆檔、月摺檔など、記事類には引見檔、密記檔など、文移電報類には平定準噶爾文移檔、電寄檔などがあるという次第で、俱に軍機處で全文を分類抄錄したり、或いは摘要を記しておいたりした檔册である。何れも史料的價値の大きいことは、あらためて說くまでもない。

第五章は「內閣部院的設置及其現存史料」で、五節から成る。まず第一節「內閣承宣的文書」では、詔書、敕書、誥命などについて述べているが、最も多く現存するのは詔書であるという。その一例として順治八年二月二十二日の「多爾袞母子撤出廟享」の詔書の全

文を掲げ、乾隆重修の『清世祖實錄』所載の記事と丹念に字句を比較し、『實錄』が如何に潤飾刪改を行っているかを證明している（二九三―二九六頁）。「清三朝實錄」といわれる康熙初纂の『清世祖實錄』には全く觸れられていないけれども、その方の字句はむしろ詔書に近いことを注意しておきたい。些細なことであるが、「內閣大堂在太和門內」というのは（二九二頁）、太和門外の誤りではなかろうか。第二節「帝王言動國家庶政的當時記載」では、起居注册について說明し、康熙朝においては滿文本が特に重要なことを例を擧げて縷々述べている。第三節「官修書籍及其文件」は、殆ど實錄についての解說である。臺北の故宮博物院には、順治纂修の『清太祖武皇帝實錄』と『清太宗文皇帝實錄』の漢文本の如き史料的價値の非常に高い貴重なものが所藏されている。わが三田村泰助、松村潤兩氏や私の論文などまで擧げて、これら實錄の價値を強調し、さらに「聖訓」や「大清會典」、「戶口清册」などに簡單に言及している。第四節「內閣日行公事的檔册」では、內閣、或いは部院において記錄した絲綸簿、外紀簿、上諭簿をはじめ、題奏檔、奏事檔、軍機檔などについて簡單に記しているが、何れも現存する數量は極めて少ないようである。最後の第五節「舊滿洲檔的由來及其史料價値」は『舊滿洲檔』の說明である。これは同院から一九六九年に影印出版された十册からなる巨篇で、入關前の滿文史料として餘りにも名高い。私も以前、他でその紹介などしたことがあるので、ここでは詳しくは觸れないが、莊氏は『舊滿洲檔』の卷頭に掲載されている陳捷先氏の「舊滿洲檔述略」、廣祿、李學智兩氏の「老滿文原檔與滿文老檔之比較研究」（『中國東亞學術研究計劃委員會年報』第四期所載）などに依據しつつ概略を述べている。『舊滿洲檔』の本格的な研究は、なおこれからの課題であろう。

第六章は「史館的設置及現存史料」で、史館すなわち清朝の國史館と、その後身の中華民國の清史館の檔案についての紹介である。いったい國史館においては、清朝の本紀、表、志、列傳を編纂していた。清史館は正史として紀傳體の「清史」を作るべく設置された機關であるが、結局その完成をみず、一九二八年に未定稿の『清史稿』を上梓したのであった。第一節「國史館及清史館的設置」は兩館の由來を簡單に述べるに過ぎない。第二節「滿漢文本紀的纂修」は、國史館で完成した滿文および漢文の本紀と、『清史稿』の本紀の稿本について說明しているが、滿文の本紀についてはすでに陳捷先氏に『滿文清本紀研究』（明文書局、一九八二）と題する專著もある。なお莊氏は「十二朝東華錄據實錄修成」と記しているが（三八八頁）、「十二朝東華錄」とは近年、臺灣の書肆が「十一朝東華錄」に朱壽朋の『光緒東華錄』を加えて出版したもので、『光緒東華錄』は光緒帝の『清德宗實錄』の完成よりはるか以前に作られている。本論には別段關係することではないけれども、念のため一言しておく。第三節「現存的各種志書」、第四節「國史館及清史館的年表」および第五節「現存列傳的傳稿與傳包」は、兩館で編纂された各種の志や表、列傳、或いは長編などについて述べたものである。それらの稿本が多種多樣で如何に大量に殘存しているかについて、說いて餘すところがない。

以上、莊氏の著書についてその概略を紹介したが、ともかく臺北の故宮博物院に現存する四十餘萬件の檔案類の實態が明瞭になったのである。無論、從來も莊氏はじめ諸氏によって部分的には紹介されてきた。しかし本書によって初めてその全貌を概觀できることに

なったわけで、今後檔案を利用する研究者に與える便益は測り知れないものがある。本書の著作に並々ならぬ勞苦を拂われた莊氏に對して、あらためて敬意を表する次第である。

四

ところで本誌の編集委員會からの依頼によると、最近出版された莊吉發氏の校注に係る『滿漢異域錄校注』および『雍正朝滿漢合璧奏摺校注第一輯』の二書にも簡單に言及するようにとのことである。前者は一九八三年八月、後者は翌八四年十月の日附で、俱に臺北の文史出版社から出版されている。

『異域錄』は言うまでもなく、有名なトゥリシェン（圖理琛）が康熙五十一年から五十四年にかけて、ロシア領のカスピ海北方に移住していたトルグートのもとに奉使した際の見聞錄である。滿文本と漢文本とがあるが、俱に稀覯書である。近年この書物に對して最も熱心に研究されたのは、周知のように故今西春秋氏で、一九六四年に『校注異域錄』と題する大著を天理大學おやさと研究所から出版された。今西氏の著書には、「滿和對譯異域錄」として滿文本をローマ字に轉寫して、逐語譯と詳細な注を附けた他に、滿文本を新たに漢譯した「漢譯滿文異域錄」や、北京大學所藏の滿文本および「完結本漢文異域錄」の影印などが收められている。

莊氏の校注本は、每頁上段に滿文本の一葉の影印を掲げ、中段にその滿文のローマ字轉寫を載せ、下段にそれに對應する漢文本の記事を句讀を附けて排印している。そのため滿漢文がそのまま對照でき、しかもローマ字轉寫まで附いているので、テキストとして利用するには確かに便利である。ただ卷末の「註釋」は僅か七頁に過ぎず、しかも大半が文字の異同についてであって、今西氏の注に比して甚だ簡略である。ところで本書の表紙と扉に書名として「滿漢異域錄校注 lakcaha jecen de takūraha babe ejehe bithei」と印刷されているが、滿文の方に「校注」に當る文字が脱落しているのはどうしたことであろうか。

莊氏自ら記す序には、「近世以來、異域錄頗る西方の學者の矚目を引起す。先後して法文、德文、俄文、英文の譯本有り。一九六四年、日本天理大學今西春秋教授撰『校注異域錄』は、九耐堂滿文本及び桂岩漢文完結本に據り影印出版するに係る。滿文本異域錄は文字優美流暢、僅かに罕に見る歷史文獻たるのみならず、且つ珍貴の語文資料たり。允に宜しく廣く流傳をなすべし。初めて滿文を學ぶ者の閲讀に便なるが爲め、特に九耐堂滿文本を影印し、頁を逐い羅馬拼音を注出し、桂岩本漢文を附錄し、滿漢對照す」と述べている。この文面より、莊氏が今西氏の校注本に全面的に依據していることが察せられないわけではないけれども、序その他にそのような經緯に對する釋明や今西氏に對する謝辭などは一言半句も記されていない。甚だ理解に苦しむところで、莊氏の名譽のために惜しむものである。

因みに桂岩本とは、がんらい今西氏によって初めて紹介された『異域錄』の漢文本なのである。同氏の言によれば（『校注異域錄』中の「解題」一四頁）、これは桂岩老樵なる者の藏本によって、卷首の石文焯の序と自序、および末尾の殘脫部分數千字が補われており、現在は北京大學の所藏という。そして今西氏の記されている「完結本漢文異域錄」の前言には、同氏が漢文本を影印するに際しては、京都大學所藏の初刊本を底本とし、それに無い部分は東洋文庫所藏

の再刊本と桂岩本によって補ったとある。しかし東洋文庫所藏本は實は完結本であって、今西氏が桂岩本によって筆寫されている石文焯の序も自序も、卷末の缺落部分もすべて原刻のまま完備している。桂岩本などに依據される必要は全くなかったのであるが、莊吉發氏も二十年後にその轍を踏んでいるわけである。

次に『雍正朝滿漢合璧奏摺校注第一輯』について述べよう。臺北の故宮博物院から出版された各朝の宮中檔奏摺には、無論漢文のものが壓倒的に多いが、滿文のものもあり、さらに滿漢合璧のものもある。合璧とは同一の用紙に右端から漢文、左端から滿文で同じ內容の記事を書いたものである。近年、滿文の檔案が續々と出現し、注目されるようになったが、少なくとも乾隆朝まで、特に康熙、雍正朝ではその重要性があらためて認識されている。

最近出版された莊氏のこの書物には、雍正帝が卽位した當初の康熙六十一年十二月の滿漢合璧の奏摺が一件と、翌雍正元年の二月から九月までの四十三件が收められている。每頁上段に滿文の影印を掲げ、中段にそのローマ字轉寫を載せ、下段に滿文に對應する漢文を句讀を附けて排印するのは、前の『滿漢異域錄校注』と同じ形式である。ただ滿文で書かれた硃批を、ローマ字に轉寫する場合には（ ）內に入れているが、漢文の方では〔 〕內に莊氏自身の漢譯を載せている。氏の序にも記されているように、康熙帝や雍正帝は滿漢兩文を自由自在に操ったのであって、概ね滿文の奏摺には滿文で、漢文の奏摺には漢文で硃批を書いた。滿漢合璧の場合は、滿文の方に滿文で硃批を書いている例が多いが、漢文で書いている例もある。また滿漢兩文の硃批があっても、必ずしも內容が一致するとは言えない。莊氏のこの書物では、滿文を主とするためであろうか、漢文の硃批は本文には省かれている。

實は私自身も昭和五十九年度の大學院の演習で、雍正朝の滿漢合璧奏摺を何件か讀んで、やや詳細に檢討してみたが、硃批はもとより奏摺の本文についても、滿漢兩文あることは、意味を正しく理解するうえに非常に役立つことを痛感した次第であった。滿漢合璧など漢文だけで充分で、滿文は單なる翻譯に過ぎないから無用であるなどとは決して言えないのである。莊氏も本書の卷末の「註釋」で、滿漢文の相違を一々指摘されている。今や清代史の研究には、入關前のみならず入關後の時代に關しても、滿洲語の知識が必要であることを強調しておきたい。

なお本書に收載された滿漢合璧の奏摺は、『宮中檔雍正朝奏摺』の第一輯と第二十八輯とに載錄されているのであるが、本書の目次に記されている各奏摺の題名と、『雍正朝奏摺』の目錄にみえるそれとはかなり異っている。一件の題名をすべて十一字で統一しているのは見事であるが、原本の題名のままにしておいた方が混亂を來す虞れがないのではなかろうか。そして原本の所載頁も記しておいた方が、何かと好都合であると思う。『雍正朝奏摺』においては、滿漢合璧の奏摺は滿文と漢文が切り離されて、それぞれ別個の冊に收載されているため、本書がローマ字轉寫まで附けて滿漢合璧とし、さらに滿漢文の相違を注記しているのは、利用者にとってまことに便利である。今回のは「第一輯」とあるから、以下續刊される豫定であろうが、その完成を願ってやまない。

一九八三年十二月　臺北　國立故宮博物院

A5版　五四八頁

〔編輯部注〕

本書評第四章で言及していただいた『滿漢異域錄校注』『雍正朝滿漢合璧奏摺校注第一輯』の二書の出版年月・發行所は一七〇頁上段の如くであるが、その他のデータは左記の通りである。

『滿漢異域錄校注』　A5版　二一二頁　新臺幣三〇〇元

『雍正朝滿漢合璧奏摺校注　第一輯』　A5版　二一四頁　新臺幣三〇〇元